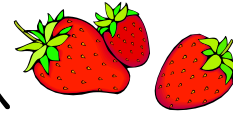


吉見町へ転入される方へ



他の市区町村から、吉見町に引っ越された場合は、新しい住所に住み始めた日の翌日から数えて14日以内に転入の手続きをしてください。

第三者による虚偽の届け出を防止するため、届出人の本人確認を行っています。**運転免許証やマイナンバーカード、健康保険証等**本人確認ができるものをお持ちください。ご協力をお願いいたします。

《転入届の手続きに必要なもの》

- ①前に住んでいた市区町村長発行の**転出証明書**※
- ②本人確認ができるもの
官公署が発行した顔写真付きの証明書
例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、障害者手帳、
運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）等
官公署が発行した顔写真付きの証明書がない場合は、次のものから2点以上
例：健康保険証、医療費受給者証、年金証書、年金手帳、介護保険被保険者証 等
- ③マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ④外国人の方は**在留カード**等
- ⑤代理人が届け出する場合は、転入される本人が自署した**委任状**

※マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを利用して転出した場合は、転出証明書は発行されません。

⑥海外から転入する方は次のものもお持ちください。

パスポート（全員分）、戸籍謄本、戸籍附票、マイナンバーカード（お持ちの方）

※自動化ゲート等により、帰国（入国）印がパスポートに押印されていない場合は、空港でパスポートに帰国（入国）印を押印してもらってください。帰国後にパスポートを確認し、帰国印が押されていない場合は、e チケットを印刷したものや帰国時の飛行機搭乗券の半券等、入国日が分かるものをお持ちください。

《以下に該当する方はご確認ください》

チェック欄	項目	手続き	担当課
	印鑑登録	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・官公署が発行した顔写真付きの証明書、(運転免許証等) ・登録する印鑑 ※官公署が発行した顔写真付きの証明書をお持ちでない方や、代理人による申請の場合は登録方法が異なります。詳しくはお問い合わせください。	【町民健康課 町民係】 庁舎 1階 ②番窓口 0493-63-5010(直通)
	マイナンバーカード 住民基本台帳カード <u>有効期限内であり、有効なカードであれば継続利用ができます。</u> 手続きを行うためには「転出予定日から30日以内」かつ「住み始めた日から14日以内」に転入届を行う必要があります。	カードの継続利用をご希望の方は、継続利用の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・マイナンバーカード または 住民基本台帳カード ・官公署が発行した顔写真付きの証明書、(運転免許証等) ※カード交付時に設定したパスワードが必要になります。	【町民健康課 町民係】 庁舎 1階 ②番窓口 0493-63-5010(直通)

チェック欄	項目	手続き	担当課
	在留カード 特別永住者証明書	住所異動の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・パスポート等	【町民健康課 町民係】 庁舎 1階 ②番窓口 0493-63-5010(直通)
	国民年金	個人番号が新規付番となった方は手続きが必要です。 ※受給者の方も、手続きが必要となる場合があります。	【町民健康課 保険年金係】 庁舎 1階 ③番窓口 0493-63-5011(直通)
	国民健康保険	前住所地で国民健康保険に加入されていて、引き続き吉見町の国民健康保険に加入される方は、住所異動の手続きの際に保険証を発行いたします。	【町民健康課 保険年金係】 庁舎 1階 ③番窓口 0493-63-5011(直通)
	後期高齢者医療制度	資格変更等の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・保険証等の写し ・前住所地からの「負担区分等証明書(県外からの転入の場合)」	【町民健康課 保険年金係】 庁舎 1階 ③番窓口 0493-63-5011(直通)
	障害者手帳 (身体・療育・精神)	住所異動等の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・障害者手帳 ・マイナンバーがわかるもの	【長寿福祉課 福祉係】 庁舎 1階 ④番窓口 0493-63-5012(直通)
	重度心身障害者 医療費	住所異動等の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・障害者手帳 ・健康保険証 ・振込先がわかるもの	【長寿福祉課 福祉係】 庁舎 1階 ④番窓口 0493-63-5012(直通)
	自立支援医療費	住所異動等の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・受給者証 ・マイナンバーがわかるもの	【長寿福祉課 福祉係】 庁舎 1階 ④番窓口 0493-63-5012(直通)
	老人福祉センター 荒川荘利用券	60歳以上の方に、荒川荘の利用券をお渡しします。 転入届出時にお受け取りください。	【長寿福祉課 福祉係】 庁舎 1階 ④番窓口 0493-63-5012(直通)
	介護保険	新たに資格取得の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・認定を受けている方は「受給資格証明書」	【長寿福祉課 介護保険係】 庁舎 1階 ④番窓口 0493-63-5013(直通)
	妊婦健診 乳幼児健診・予防接種等	妊婦健診、乳幼児健診・予防接種欄歴を確認させていただき、必要な書類をお渡しします。保健センターへお越しください。 《必要なもの》 ・母子健康手帳 ・妊婦健診助成券一式、接種券 ※ <u>予防接種の詳細は、4ページをご確認ください。</u>	【吉見町保健センター】 庁舎北方、消防署うらの建物 になります 0493-54-3120
	こども医療費 受給資格者証	新たに登録の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・こどもの健康保険証 ※省略できる場合があります。 ・こどものマイナンバーカード(令和6年10月～) ・申請者名義の振込先口座がわかるもの	【子育て支援課 児童支援係】 庁舎 2階 ⑩番窓口 0493-63-5014(直通)

チェック欄	項目	手続き	担当課
	児童手当	新たに認定請求が必要です。 《必要なもの》 ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの ・請求者の健康保険証 ・請求者名義の振込先口座がわかるもの	【子育て支援課 児童支援係】 庁舎 2階 ⑩番窓口 0493-63-5014(直通)
	保育所	入所を希望する方(継続入所も含みます)は申込み手続きをしてください。 《必要なもの》 ・保育が必要なことの証明(就労の場合は就労証明書等)	【子育て支援課 児童支援係】 庁舎 2階 ⑩番窓口 0493-63-5014(直通)
	原付バイク (125cc以下)	登録の手続きをしてください。 《必要なもの》 ・廃車証明書 ※吉見町でも前住所地の廃車の手続きができます。 《前住所地の廃車手続きの際にお持ちいただくもの》 ・前住所地のナンバープレート ・標識交付証明書	【税務会計課 課税係】 庁舎 1階 ①番窓口 0493-54-5028(直通)
	小・中学校	転校の手続き等をしてください。 《転入する学校へお持ちいただくもの》 ・転出前の学校からの「在学証明書」 ・「教科書給与明細書」 ・「日本スポーツ振興センター加入の有無の証明書」等	【教育委員会 教育総務課 学校教育係】 庁舎 2階 ⑩番窓口 0493-54-7807(直通)
	水道	使用開始(開栓)の手続きをしてください。	【水生活課 水道業務係】 庁舎 3階 ⑫番窓口 0493-54-1545(直通)
	浄化槽	ご使用の浄化槽の状況により手続きが異なります。 詳しくはお問い合わせください。	【水生活課 下水道業務係】 庁舎 3階 ⑫番窓口 0493-54-1545(直通)
	ごみの出し方等	ごみの種類によって出し方が異なります。詳しくはお問い合わせください。 ※回収の曜日は地区ごとに異なります。	【環境課 廃棄物対策係】 庁舎 1階 ⑤番窓口 0493-54-7811(直通)
	犬の登録	前住所地から引き続き犬を飼っている場合、登録の手続きをしてください。	【環境課 環境衛生係】 庁舎 1階 ⑤番窓口 0493-63-5017(直通)
	定住化促進奨励金	町内に住宅を取得したときは、奨励金の交付対象となる場合があります。 詳しくは、お問い合わせください。	【総合政策課 政策推進係】 庁舎 3階 ⑪番窓口 0493-54-5026(直通)
	新婚世帯移住定住 促進奨励金	令和5年4月1日から令和7年3月31日までに婚姻した夫婦で、夫婦双方または一方が40歳未満の場合、交付対象となる場合があります。 詳しくは、お問い合わせください。	【総合政策課 政策推進係】 庁舎 3階 ⑪番窓口 0493-54-5026(直通)

※内容について、詳しくは各課担当へお問い合わせください。

吉見町役場 電 話 0493-54-1511(代表)

開庁時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(祝日及び年末年始を除く)



よしみん ㊞

○定期予防接種

種 類	主 な 対 象 者
B型肝炎	1歳に至るまで
BCG	
四種混合（ポリオ・ジフテリア・百日咳・破傷風）	生後2か月～7歳6か月に至るまで
五種混合（ヒブ・ポリオ・ジフテリア・百日咳・破傷風）	
麻疹風疹混合 ※1	1期：1歳～2歳に至るまで 2期：5歳～7歳未満児（就学前年長児相当） 5期：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性（抗体価が低い場合に限る）
水痘（水ぼうそう）	1歳～3歳に至るまで
二種混合（ジフテリア・破傷風）	2期：11歳～13歳未満（小学6年生）
日本脳炎 ※2	1期：3歳～7歳6か月に至るまで 2期：9歳～13歳未満（小学4年生相当）
ヒブ（インフルエンザ菌b型）	生後2か月～5歳に至るまで
小児用肺炎球菌	
ロタウイルス感染症	ワクチンの種類により接種回数が異なります。 ・ロタリックス（1価） 生後6週～生後24週までに、27日以上の間隔で2回 ・ロタテック（5価） 生後6週～生後32週までに、27日以上の間隔で3回 ※初回の標準的接種期間 生後2か月～生後14週6日まで
子宮頸がん予防ワクチン ※3	小学6年生～高校1年生相当の女子（中学1年生）

※1 風疹の追加的対策

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性には、風疹の抗体検査及び予防接種のクーポン券を発行しています。抗体検査を受けた結果、抗体価が低いと認められた場合に予防接種の対象となります。クーポン券の再発行を希望する場合は、お問い合わせください。

※2 日本脳炎特例対象者

平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの者で20歳未満にある者は、接種回数（全4回）の不足分を定期接種として実施可能

※3 キャッチアップ接種対象者

積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方へキャッチアップ接種が行われます。対象の人はワクチンの有効性とリスクを十分にご理解いただき、接種をお受けください。

対象者：平成9年4月2日生まれ～平成20年4月1日生まれの女子

期 間：令和4年4月1日～令和7年3月31日

◎ 対象年齢の数え方：「〇か月（歳）に至るまで」及び「〇か月（歳）未満」とは、〇か月（歳）になる前日までとなります。